

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年7月5日(火)午後1時27分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	山口	吉	広	
3番	久乗	清	和	
4番	上田	幸	子	
5番	上田	隆	健	
6番	中村	日	出	美
7番	田中	壽	嗣	
8番	内田	裕	夫	
9番	石塚	義	博	
10番	辻村	忠	雄	
11番	南	和	弘	
12番	芳川	清	志	
13番	林		勉	
14番	森		一博	
15番	井上	文	彦	
16番	神原		均	
17番	内田	孝	司	
18番	川嶋	久	治	
19番	吉田		武	
20番	林		吉一	

4. 欠席委員

1番	村田	正	己	
----	----	---	---	--

(事務局長)

皆さまこんにちは。時間より少し早いんですが、皆さまおそろいですので、これから、令和4年第7回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は村田委員から欠席の届けをいただいております。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立とさせていただきます。

また、さる6月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略いたします。

3番 久乗委員

8番 内田裕夫職務代理者

15番 井上委員

18番 川嶋委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

それでは、本日の議案につきましては、お手元の議案書のとおりでございますが、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 1件

議案第2号 非農地証明交付願について(非農地証明) 1件

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(納税猶予(入口)) 1件

(会長)

議案第4号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の 利用状況の確認について (納税猶予(出口))	3件
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の決定について(利用権設定)	2件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の決定について(所有権移転)	2件
報告第1号	農地台帳登載願について (農地台帳登載願)	1件

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。2番の山口委員、3番の久乗委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号から進めてまいります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第1号受付番号26につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づき、当該事案の審議開始から終了まで退席のほうをよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後1時30分 退席)

(会長)

それでは、まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをしたいと思います。

(●●委員)

議案第1号受付番号26の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ

(●●委員)

ます。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号26について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号26について議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号26、この案件につきまして、何か、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号26を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(●●委員 午後1時32分 入室)

(会長)

それでは、続きまして、議事を進めてまいります。議案第2号非農地証明交付願についてを議題とします。

それではまず、議案第2号の案件について、現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。この案件は、●●●●●●●●が集会場を建て替えるにあたり、戦前より共同利用地として広場や駐車場に利用されていた●●●●●●●●所有の土地を調査したところ、地目が畑になっていることが判明いたしましたので、非農地証明をお願いしたいというものです。なお、戦前より農地としては使われておらず、●●●●●●の共同利用地とされていた旨が書かれた経過書を●●●●●●●●のほうからいただいております。本日お配りしている資料Aのほうをご覧ください。昭和52年に京都府農林部長からの非農地証明の取扱いについて書かれた通知です。非農地証明の交付基準が書かれているのですが、今回の案件は、線引かさせていただいてる「(2)人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行日(昭和27年10月21日)前になされていたもの」という部分にあてはまると事務局は考えております。

所在地のほうにつきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、事務局のほうから、議案第2号受付番号1について、詳細な説明がございましたが、この案件につきまして、何か、皆さん方、ご意見ご質問があれば、いただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

(会長)

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、非農地として証明書を交付することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、非農地として証明書を交付します。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口の方ですね、これから納税猶予を受けようとされる方です、を議題とします。

それでは、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員から、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地につきましては、特に問題ないと思われまます。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号3の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号3について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。相続人は以前から、一緒に耕作をされており、今後も車で通い、耕作をするとお聞きしております。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予(入口)調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページ、4ページ、5ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第3号受付番号3につきまして、何かご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第3号受付番号3について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており、適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口の方ですね、終わられる方ですね、を議題とします。

それでは、議案第4号の案件について、まず現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号8から受付番号10の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件該当地につきましては、特に問題ないと思われ

(会長)

それでは、まず議案第4号受付番号8の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号8について議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号8につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号8について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をします。

続きまして、議案第4号受付番号9について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号9について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページ、8ページ、9ページ、10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号9、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、採決に入りたいと思います。

議案第4号受付番号9について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

(会長)

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をします。

続きまして、議案第4号受付番号10につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号10について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。先ほどの受付番号9番と同じ農地で、2分の1ずつ共有されております。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の、先ほどと同じく7ページ、8ページ、9ページ、10ページをご覧ください。

会長よろしく願います。

(会長)

議案第4号受付番号10につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

先ほどと同じ所在地になりますね。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号10について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手全員。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をいたします。

続きまして、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の設定を議題とします。

それではまず、議案第5号について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号44と受付番号45の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件該当地については、特に問題ないものと思われ

(会長)

続きます。議案第5号、まず受付番号44の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第5号受付番号44について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号44、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号44について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きます。議案第5号受付番号45、この案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第5号受付番号45について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況

(事務局)

等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第5号受付番号45、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問等ないようでございますので、採決に入ります。

議案第5号受付番号45について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第6号に入ります。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

議案第6号受付番号7と受付番号8は関連する内容ですので、まとめて審議をします。

まず、現地調査の報告を調査委員から、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第6号受付番号7と受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第6号受付番号7と受付番号8につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第6号受付番号7について議案書13ページ上段をご覧ください。

次に、議案第6号受付番号8について議案書13ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第6号受付番号7と受付番号8、この2件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問等ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第6号受付番号7と受付番号8について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、以上で終わりたいと思います。これより報告が1件ございますので、報告に入ります。

まず、報告第1号受付番号1、農地台帳登載願について、事務局から報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号1について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。この案件は、台帳地目が宅地の土地を農地として利用されていて、今後も農地として利用をするた

(事務局)

め、台帳の地目も宅地から畑に変更されるというものです。今後は農地として農地法の適用を受けることとなります。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

本件については、令和4年6月6日付けで会長専決し、届出者に対して受理書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号1の報告が今事務局からございましたが、何かご意見ご質問があればお受けをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、本日予定をしておりました審議と報告案件につきましては、全て終わりたいと思います。

どうも、ありがとうございました。ご苦労様でした。

————— 午後1時50分 終了 —————